

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和5年10月1日 ～ 令和6年3月31日)

番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
1	株式会社村井林業	宮城県白石市城北町5番17号	令和5年11月6日～令和6年1月5日 (2ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正 行為等に基づく 措置基準(不正 又は不誠実な 行為)	株式会社村井林業は、令和5年4月26日に仙台森林管理署長と契約締結した森林環境保全整備事業において、令和5年6月20日、恣意的な判断により区域外となる分収育林箇所のスギ立木(本数73本、材積53.37m3)を誤って伐採したものである。 このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2の贈賄及び不正行為等に基づく設置基準第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社阿部工務店	宮城県亶理郡亶理町荒浜字水神62	令和6年3月5日～令和6年8月4日 (5ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正 行為等に基づく 設置基準(建設 業法違反行為)	株式会社阿部工務店は、少なくとも過去5年間に於いて、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経常事項審査の申請を行い、当該虚偽申請に基づいて得た経常事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年12月22日、建設業許可部局である宮城県知事より監督処分(営業停止45日間)を受けた。 また、同法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同上に違反し第28条第1項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分(指示処分)を受けたものである。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(建設業法違反行為)第13号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。